

令和3年第4回(9月)定例会

議長

次に、質問順位4番 3番議員 嘉屋富公君。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

それでは、通告に従い、コロナウイルス感染症拡大について質問いたします。

コロナウイルス感染拡大は、変異ウイルスとともに第5波ともいわれ猛威を振るっているなか、和木町に於いても例外ではありません。コロナワクチン接種を行い、マスク着用や3密を避け、うがい手洗いの励行、手指の消毒等を行っても何人かの感染者も出ています。今後の対応等を尋ねます。

まず最初の質問です。

8月31日現在、和木町内でコロナ感染ウイルス症にかかった患者数は累計で何人おられましたか。ご質問します。

議長

坂本保健福祉課長。

坂本保健

嘉屋議員のご質問にお答えします。

福祉課長

町内の感染者の状況についてですが、山口県の発表によると、8月31日時点で28人の感染が確認されております。

和木町19例目となる30歳代男性の感染と同居の家族3人の方の家庭内感染が7月26日までに確認されました。また、23例目と27例目が同居家族、24例目と25例目が同居家族であり、家庭内での感染により若年層への感染も多くみられています。以上でございます。

議長

嘉屋富公君。

嘉屋議員

ただ今の説明で、感染状況は分かりました。

それでは、8月末現在で、コロナワクチン接種率はどうなっているのか、それを85歳以上と未満の方で人口比率を教えてくださいたいと思います。

令和3年第4回(9月)定例会

また、残りワクチンが何回分の残量があり、未だに接種できていない方への対応策を和木町としてはどのように考えているのかお尋ねします。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。

町の集団接種が、9月24日に完了する予定ですが、本日以降約500人の方がこれから接種する予定でございます。また、住所地外接種や職域接種など、すでに接種された方であっても、接種記録の書類が保健相談センターにまだ届いていないため、接種が確認されていない方もおられます。そのため、現時点では接種済の方の集計、あるいは世代別の集計が困難な状態でございます。最終的な集計が終わりましたら改めてご報告させていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、ワクチンの残量についてですが、9月24日の集団接種の終了時点で、184バイアル、1,104回分の余剰ワクチンが見込まれています。なお、余剰分については、山口県が調整し、県内で不足している自治体に配布を行うこととなっております。よって、和木町においては、接種を希望された方は、9月24日には、概ね接種を完了する予定でございます。

最後に、今後、ワクチン未接種の方が接種希望となった場合の対応についてですが、町内の医師と協議を行い、ワクチンの有効期限や1バイアル6回分という特性に配慮し、今後の方針について決定していく予定でございます。以上でございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 先日のテレビのニュースの方で、山口県は第1回目の接種率70%、2回目の接種率65%と高い推移を出しています。まあその中で和木町もそれに準ずると思っておりますけど、数値が出たら教えてください。

令和3年第4回(9月)定例会

じゃあ、次の質問に移ります。

今後、和木町民にコロナウイルス感染症陽性反応が出た場合の入院先や宿泊療養施設はどうなっているのかお尋ねします。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。

山口県が陽性確定し、入院の必要がある重症から中等症に相当する方は、県内医療機関の558床が確保されております。

また、無症状や軽症の方の宿泊療養施設は県内で583室が、山口県により確保されております。よって、入院医療機関と宿泊療養施設を合わせて、1,141人分の受け入れ体制が整備されております。以上でございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 その中で、例えば、母子家庭、父子家庭と、まあ、ひとり親ということをよく言われますけど、その時に親、子どもどちらかに陽性反応が出た場合の対応はどうなっているのか教えてください。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 父子家庭等、親、子が出た場合の対応についてでございますが、それにつきましては和木町から指導等は一切行っておりません。それにつきましては、山口県の保健所の方が差配をしております。以上でございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 ちょっと今分かり難かったんですけど、保健所の対応に任せるといふことでよろしいですか。

- 議長 坂本保健福祉課長。
- 坂本保健福祉課長 ちょっとご質問の確認なんですけど、母子家庭、父子家庭の対応はどこが、保健所がやってるんかという問い合わせでいいんですか。
- 嘉屋議員 どちらかに、はい、いいですか。
- 議長 嘉屋富公君。
- 嘉屋議員 親、子どもどちらかに陽性反応が出た場合の対応です。
- 議長 坂本課長。
- 坂本保健福祉課長 大変失礼しました。
その場合ですね、先ほども言いましたように、保健所が子どもを自宅においておくとか、小さい子であれば、見る人がいないであれば一緒に療養施設、入院等いろんなケースがございます。ただ、うちがやってることではございませんので、詳しくはお答えできませんが、柔軟な対応をしていると聞いております。以上でございます。
- 議長 嘉屋富公君。
- 嘉屋議員 それでは、和木町でも漏れることなくそういった対応をよろしく願いして、次の質問へ移りたいと思います。
次からは教育委員会の方に入りますけど、9月から2学期も始まり、児童、生徒は思い出づくりに大切な時期でございます。運動会や修学旅行等の時期を迎えます。私自身も学生時代の思い出と言ったら、みんなでなした運動会、楽しかった修学旅行です。現状を考えると、コロナウイルス感染症が落ち着くまでは行事としては大変難しいと思いますが、児童生徒

に思い出に残る1ページを作ってはと考えています。現在、小学生・中学生それぞれのワクチン接種率は、まずどうなっているのか教えてください。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 嘉屋議員のご質問にお答えいたします。

「学校の行事の実施」と「児童生徒と教職員が含まれるんでしょうか、ワクチン接種」の二つのご質問だったかなと思います。お答えさせていただきます。

まず、一つ目の「学校の行事の実施」についてです。

運動会や修学旅行等の実施については、各学校において判断することとなっており、中学校の体育祭は、先週11日の土曜日に無事開催することができました。

教育委員会としても、これらは学習指導要領に定める特別活動の中の「学校行事」に位置づけられ、子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であると考えております。

学校行事の実施については、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、適切な感染防止策を十分講じるなど、特段の配慮をするよう指示しております。

特に、居住地を離れる修学旅行については、その目的地となる地域の感染状況、関係自治体の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」そういったものをしっかりと把握した上、感染防止策の確実な実施や保護者などのご理解・ご協力を前提に、適切に判断していただきます。

その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりしておくことが必要であると考えております。

令和3年第4回(9月)定例会

次に、二つ目の「ワクチン接種率」についてです。

小・中学生のワクチン接種状況を保健福祉課の方にお尋ねをいたしました。先程説明がありましたようにシステム上全ての接種者情報の入力後でないと、特定年代を抽出しての統計処理はできないということです。現時点では接種率を数値でお示しすることができません。ご理解いただきたいと思えます。

教職員もでございますかね、教職員につきましても、教職員のワクチン接種状況については、接種を希望されたこども園・小中学校の教職員は完了したとの報告を受けております。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 先程、同僚議員から質問がありましたけど、もう一度詳しくお聞きしたいと思います。

こども園、小学校、中学校で休園・休校、これは何人程度新型コロナウイルス感染症陽性者が出た場合に検討し、実施するのか、具体的なことがわかれば教えてください。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 ご質問の件につきましては、8月27日に文部科学省が「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を公表し、報道にも大きく取り上げられておりましたので、ご存知の方も多いのではないかと思われま。

この本ガイドラインには、

○学校で感染者が確認された場合の対応

○濃厚接触者等の特定について

○出席停止の措置及び臨時休業の判断について

など、状況別の対応が示されており、学校の全部、または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が

令和3年第4回(9月)定例会

保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断いたします。

臨時休業の範囲や条件等についても、感染者数や濃厚接触者数など感染状況ごとに具体的な対応が示されておりますが、膨大な文量となりますので割愛することをご了承いただけたらと思います。例えば、1人でも臨時休業をする場合もありますし、出ていなくても臨時休業しなければならない、もう場面ごとに全て説明が加えられておりますが、すみません、文量が多くなると思います。

園・学校、教育委員会では、このガイドラインに沿って適切な措置を講じてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 くれぐれも感染拡大をしないように教育委員会の方も見守っていただきたいと思います。

次の質問です。

和木町でもスポーツ少年団や中学校の部活があります。これはどのように今後推移していくのか、お聞きしたいと思います。今までは小学校のスポーツ少年団、ソフトボール部なんかは全国大会にも出場しています。今後どういうふうになっていくのかちょっと推移をお願いします。

議長 長 重岡教育長。

重岡教育長 部活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に従って、児童生徒の健康・安全を第一に考慮し、感染症対策を徹底した上で、地域毎の感染レベルに応じて実施内容や方法を工夫し活動を行うこととしております。

感染状況等によっては、感染リスクの高い活動、例えば身体接触を伴う活動や大きな発声や激しい呼気を伴う活動などの

令和3年第4回(9月)定例会

制限のみに限らず、活動に付随する場面での対策、活動前後の集団での飲食を控えることなどの徹底を図るなど、これまで以上に感染症への対策を強化いたします。

その際、日常的に検温や体調管理などの健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には、活動への参加は控えることになっております。

ただし、状況によっては、活動を中止いたします。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 はい、今私が尋ねたことに対してはですね、スポーツ少年団スポーツ部、まあ活動ですね、こういう時に今活動されていると思うんですけど、まあその辺が私もちょっとコロナがある関係で見には行ってません。その辺でわからないんですけども、もしされる場合、例えば授業で体育の場合でも、これマスク等はどういうふうになっているのかちょっとお聞きします。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 山口県の期間延長に伴いまして、スポーツ少年団の活動も26日まで中止というふうに今しております。

それから、マスクの着用でございますが、これは体育の授業、それから運動部活動等につきましては、一応基本的には外して活動いたしますし、周りに人がいない時にはマスクは着用しておこうというような、これもガイドラインに示してありますので、それに沿って各小中学校の授業では徹底して守っていただいているところでございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 はい、わかりました。
次の質問に入ります。

令和3年第4回(9月)定例会

以前にも質問しましたが、和木町民すべてのPCR検査、抗原検査を受ける対象者はどのようになっているのか。今の小中学生も含めてお願いいたします。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。

和木町として、全住民を対象としたPCR検査、抗原検査を実施する予定はございません。なお、山口県では、山口県にお住まいの方で、感染への不安がある無症状の方を対象に無料で、8月26日から9月12日まで、郵送方式による集中PCR検査が実施されました。このような機会をご利用していただき、検査を希望される方は受けていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 そういった検査があるということを今聞きましたけど、もう少し町としてもですね、告知して周知徹底の方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 周知徹底ということよろしいですか。

はい、それにつきましては和木町のホームページ、文字放送、県のホームページ等々で、広報は間に合いませんのでそういった媒体で十分に周知をしております。以上です。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 以前からですね、よくホームページ等でということをお聞きします。というのが、これを、ホームページを扱えない人間に対し

令和3年第4回(9月)定例会

てどうするのとかですね、今後和木町もその辺のことを考えていただきながら、こういったコロナ感染症拡大を食い止めていただきたいと思います。そこをよろしく願いしまして私の一般質問を終わります。

議長 再質問はございませんか。

嘉屋議員 ございません。

議長 再質問がないようですので、以上で嘉屋富公君の一般質問を終わります。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議長 本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 11時 3分